

# 中山間地域等直接支払交付金

# I . 制度の概要

# 中山間地域等直接支払交付金

## 中山間地域の農業生産活動が継続できるような地域の取組を支援します

自然的・経済的・社会的に条件不利地である中山間地域などにおいて、耕作放棄地の発生を防止し、国土保全や景観保全等の多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対して交付金を交付しています。交付金は、耕作放棄地の発生防止のための共同活動や担い手の育成、生産条件の強化などの農業生産体制の整備に向けた取組に活用されています。

### 実施年度

平成27年度～平成31年度（第4期対策）

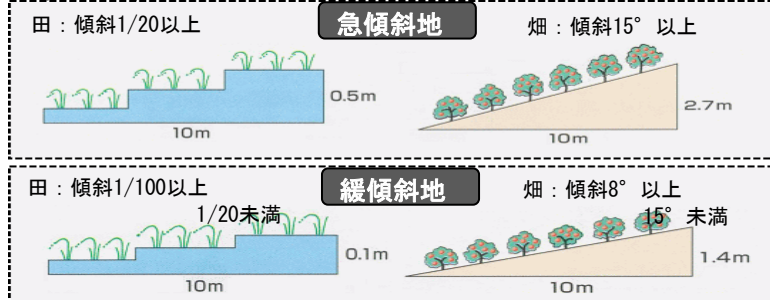
### 対象地域

- ・特定農山村法等地域振興立法の指定地域
- ・知事が指定する条件不利地域（知事特認地域）

### 対象農用地

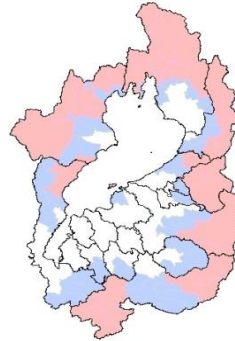
対象地域内の農振農用地で、傾斜等一定の基準（傾斜基準参照）を満たす一団の農用地

### 傾斜基準



### 対象地域図

- 法指定地域
- 特認地域



### 交付単価

	基礎単価(8割)	通常単価(10割)
田 急傾斜	16,800円	21,000円
田 緩傾斜	6,400円	8,000円
畑 急傾斜	9,200円	11,500円
畑 緩傾斜	2,800円	3,500円

### 負担区分

- ・法指定地域 【国1/2：県1/4：市町1/4】
- ・知事特認地域 【国1/3：県1/3：市町1/3】



バックホウに取り付けたモアで効率的かつ安全な急傾斜地の草刈り作業

### 共同活動での取組



獣害防止柵の補修



生き物観察会の様子

### 交付対象となる活動

#### 中山間直接支払交付金

#### (1)基礎単価（8割）

##### ①基本的事項

- ・集落マスタープランの作成
- ・耕作放棄の防止等の活動
- ・水路・農道などの管理活動
- ・多面的機能を増進する活動

#### (2)通常単価(10割)

##### ②体制整備に向けた取組

- ・農用地等保全活動の実践
- ・体制整備のための選択的必須事項（A要件～C要件より1つ以上）

##### A要件

- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業の実践
- 農業生産条件の強化
- 担い手への農地集積
- 担い手への農作業の委託

##### B要件

- 新規就農者等の確保
- 地場産農産物等の加工・販売
- 消費・出資の呼び込み

##### C要件

- 集団的かつ持続可能な体制整備

超急傾斜農地（田：1/10以上、畑：20°以上）において、農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価）に加え、加算対象活動（農地の保全及び農産物の販売促進）を実施することで、加算（田・畑 6,000円/10a）が受けられるようになりました。

# 超急傾斜農地保全管理加算の変更点

- 超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）において、
  - ① 農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価（8割を交付））に加え、
  - ③ 超急傾斜農地保全管理加算の対象活動（農地の保全及び農産物の販売促進）を実施することで、加算（6,000円/10a）が受けられます。

これまで

① 農業生産活動等の実施  
基礎単価（8割を交付）

+

② 体制整備のための前向きな活動の実施  
体制整備単価（A・B・C要件いずれか実施）  
（①と②の活動で10割を交付）

+

③ 農地の保全+農産物の販売促進  
超急傾斜農地保全管理加算

①+②+③を実施する場合、田：27,000円（畑：17,500円）/10a

※②を実施しない場合、③の加算は受けられません。この場合、①のみの田：16,800円（畑：9,200円）/10a

平成29年4月から

① 農業生産活動等の実施  
基礎単価（8割を交付）

+

② 体制整備のための前向きな活動の実施  
体制整備単価（A・B・C要件いずれか実施）  
（①と②の活動で10割を交付）

+

③ 農地の保全+農産物の販売促進  
超急傾斜農地保全管理加算

②を実施しない場合でも、①+③で田：22,800円（畑：15,200円）/10a

超急傾斜地は農地を維持するだけでも大変なのに、農地集積や加工・販売②は難しいよ。

加算金③を使って販売促進に取り組もう。

【その他】

○ 超急傾斜地での「農産物の販売促進」の活動は、市町村と協力して実施することができます。

# 加算措置もあります

4ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

## ① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算します。

【加算額】

地目にかかわらず
3,000円/10a

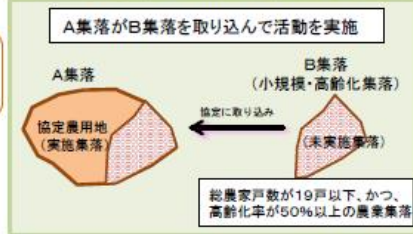
【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算します。

【加算額】

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

※ 集落連携・機能維持加算は、4ページの「体制整備のための前向きな活動（体制整備単価）」を行う場合に取組むことができます。



## ② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算します。

【加算額】

田・畑
6,000円/10a



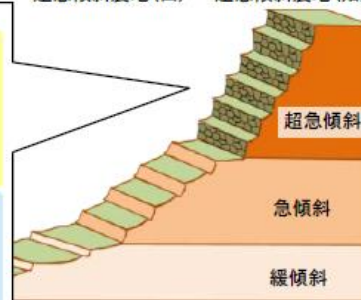
【対象活動の例(①,②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)

石積み保全活動	又は	土壌流出防止	又は	既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。
---------	----	--------	----	-------------------------------------

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)

棚田オーナー制度	又は	景観作り	又は	既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。
----------	----	------	----	-------------------------------------





# 滋賀県における対象地域

## 対象となる地域

### ★法指定地域

「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」  
「離島振興法」の4法によって指定された地域

★特認地域（知事が指定する地域）：1の要件を満たす地域において  
2の要件を満たす農用地とする。

#### 1. 地域基準（次の①～④のいずれかの要件を満たす）

- ①法指定地域に地理的に隣接する農用地
- ②農林統計上の中間農業地域または山間農業地域
- ③既成市街地等に該当せず一定の要件を満たす地域
- ④特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

#### 2. 農用地基準

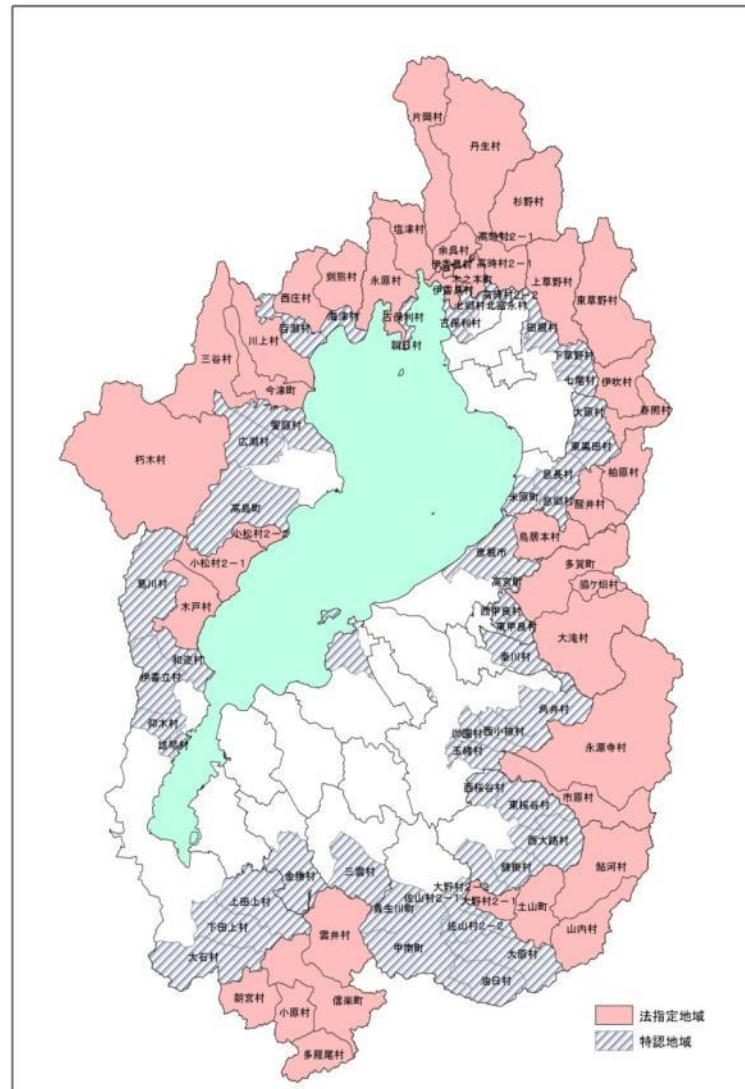
(1) 上記①から③の地域については、次のいずれかの要件を満たす

- ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑・草地 8度以上）
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地

(2) ④の地域については、次の要件を満たすこと。

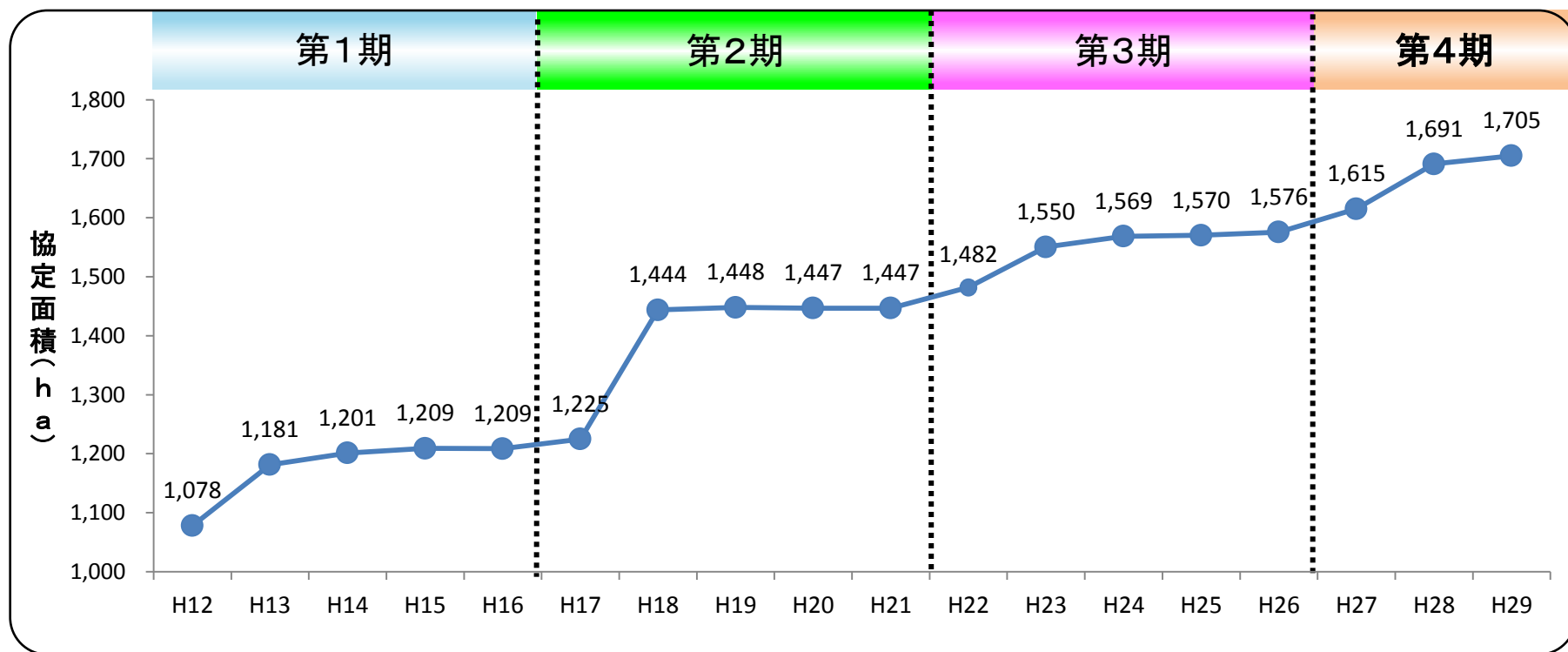
- ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)

## 法指定地域、特認地域



# 滋賀県における中山間地域等直接支払交付金 協定面積の推移

- 中山間地域等直接支払制度が始まった平成12年度以降、協定締結面積は増加。
- 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施。



## Ⅱ．平成29年度の実施状況

# 実施状況の審査検討について

## ◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

### 第8 第三者機関の設置

- 1 (省略)
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

## ◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領（別紙1）第2条関係

### 審議会の担任する事務の細目

- 1 **中山間地域等直接支払交付金に関する事務**
  - (1) **交付金の実施状況の点検に関すること。**
  - (2)～(4) 省略
- 2 省略
- 3 **その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務**



# 1. 対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

- 第4期対策(H27-31)の中間年となる平成29年度は、10市町で1,705haの取り組み
- 前年度と比較すると、協定締結面積が約14ha増加

表1 平成29年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等

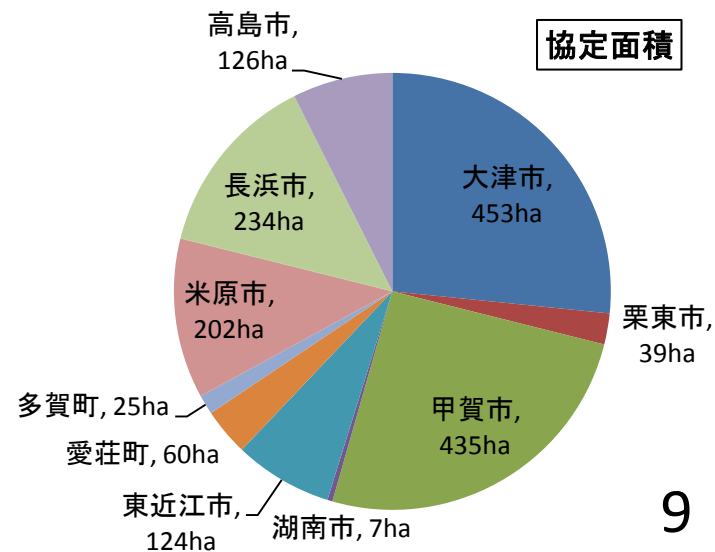
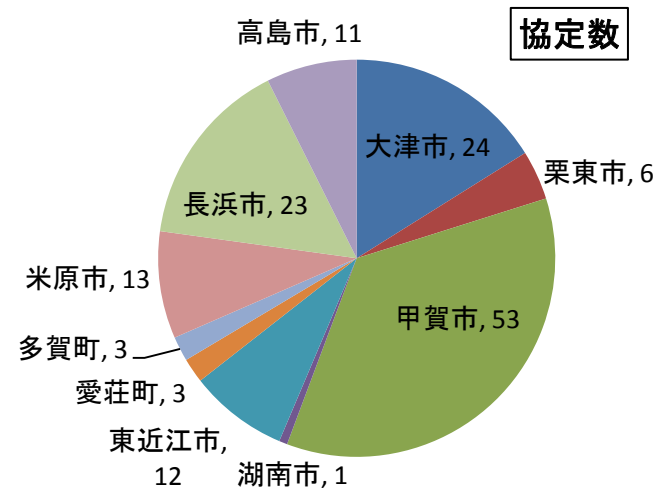
市町名	取組市町の対象面積 <sup>1)</sup> (ha)	協定面積 (ha)	協定数 <sup>2)</sup>	単価		協定参加農家数 <sup>3)</sup> (人)
				通常(10割)	基礎(8割)	
大津市	593	453	24	18	6	1,155
栗東市	52	39	6	6		90
甲賀市	688	435	53	48	5	899
湖南市	7	7	1 [1]	1 [1]		-
東近江市	124	124	12	11	1	351
愛荘町	62	60	4	1	3	73
多賀町	31	25	3	2	1	67
米原市	265	202	13	12	1	289
長浜市	318	234	23	22	1	512
高島市	245	126	9 [1]	3	6 [1]	146
滋賀県計 <sup>4)</sup>	2,384	1,705	148 [2]	124 [1]	24 [1]	3,582

注1)取組市町(10市町)における対象面積のみ計上

注2)湖南市、高島市の協定数欄の( )は個別協定数で内数

注3)個別協定は人数に含めず

注4)面積計の不整合は、各項の小数点以下を四捨五入しているため(以下、同様)。

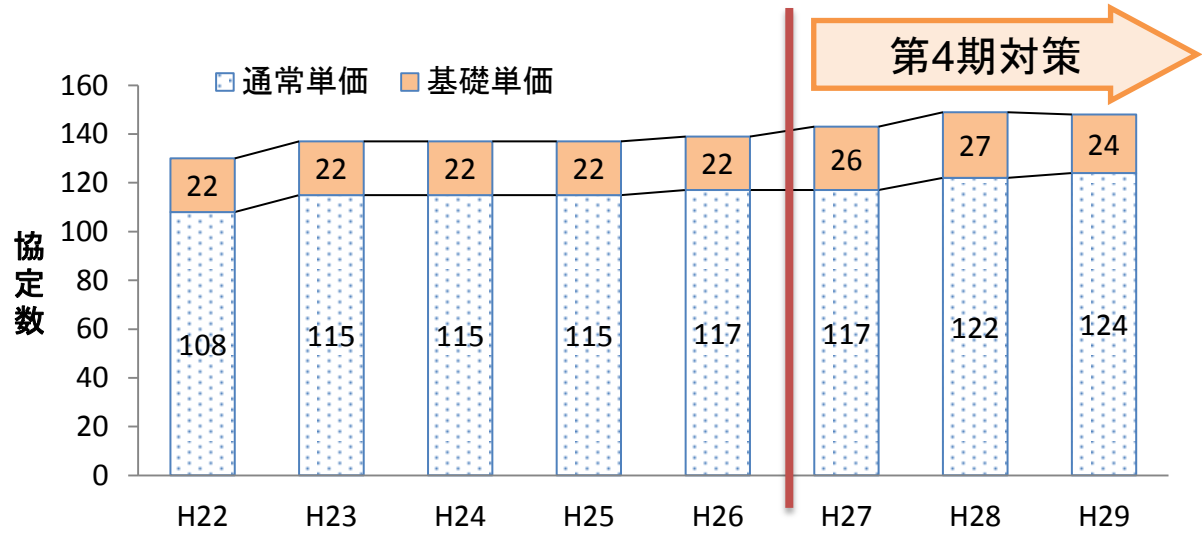


# 2. 協定数の推移

- 148協定（集落協定146、個別協定2）となり、前年度より1協定減少
- 通常単価（10割単価）で取り組んだ協定数 124
- 基礎単価（8割単価）で取り組んだ協定数 24

表2 H28からH29にかけての協定数の動き

	協定数			備考
		通常単価 (10割)	基礎単価 (8割)	
新規	1	1		愛荘町 +1 (竹原)
統合	1		1	高島市 Δ2 (3 → 1) (畑、黒谷、中溝 → 西たかしま)
変更	1	1		基礎単価から通常単価へ変更 高島市 +1 (麻生)



【基礎単価(8割)】  
農業生産活動等を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、通常単価の8割の額。

【通常単価(10割)】  
農業生産活動等を継続するための活動に加え、体制整備のための前向きな活動(機械・農作業の共同化や多様な担い手の確保など)に取り組んだ場合に交付される単価。

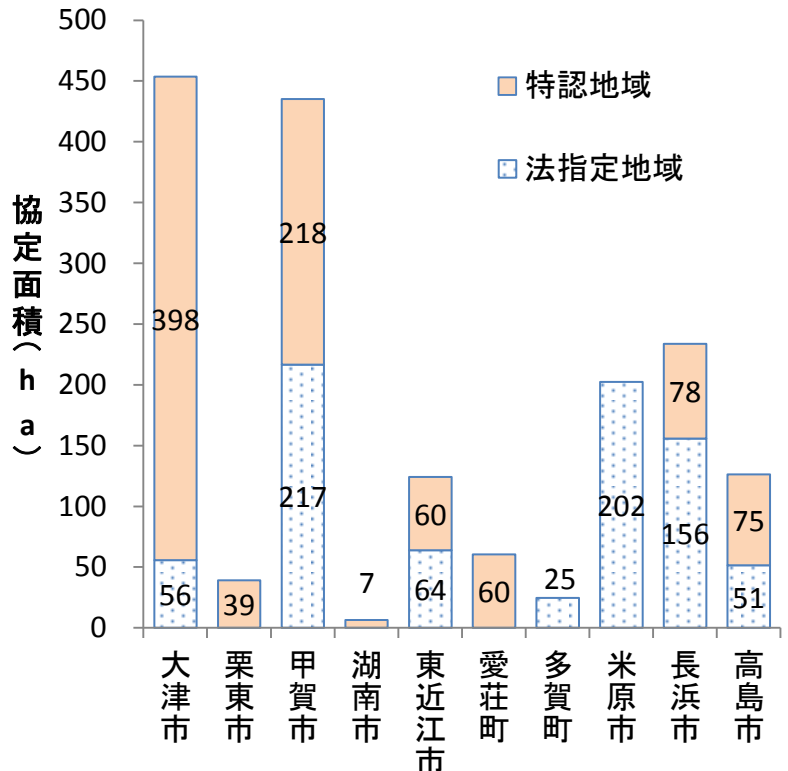
# 3. 協定農用地面積、地域区分、地目

協定農用地の交付面積1,705haのうち、

- 法指定地域は770ha (45%)  
特認地域では935ha (55%)と、特認地域での取り組みが多い
- 地目別では、田が1,657ha(97%)、畑が48ha(3%)

表3 平成29年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 <sup>4)</sup>			うち、特認地域 <sup>5)</sup>		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
大津市	453		453	56		56	398		398
栗東市	39		39				39		39
甲賀市	387	48	435	168	48	217	218		218
湖南市	7		7				7		7
東近江市	124		124	64		64	60		60
愛荘町	60		60				60		60
多賀町	25		25	25		25			
米原市	202		202	202		202			
長浜市	234		234	156		156	78		78
高島市	126		126	51		51	75		75
滋賀県計	(1,691)	(48)	(1,739)	(771)	(48)	(819)	(921)		(921)
	1,705	48	1,753	770	48	818	935		935



注4) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」のいずれかに指定された地域

注5) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

## 4. 交付金額・使途状況

- 交付金額は259,882千円と、協定面積の増加により前年度から1,193千円の増額
- 交付金額のうち、共同取組活動64%、個人配分36%  
前年度と比較し、若干、共同取組活動への配分の割合が増加

表4 交付金の使途

市町名	交付額（千円）	割合（%）			
		共同活動	個人配分	共同	個人
大津市	91,682	50,252	41,430	55%	45%
栗東市	8,431	1,522	6,909	18%	82%
甲賀市	50,458	34,327	16,131	68%	32%
湖南市	1,366	-	1,366	-	100%
東近江市	25,775	21,389	4,385	83%	17%
愛荘町	4,373	4,373	-	100%	-
多賀町	1,805	947	858	52%	48%
米原市	30,632	17,617	13,015	58%	42%
長浜市	27,308	22,497	4,811	82%	18%
高島市	18,052	12,658	5,393	70%	30%
滋賀県計	(258,689)	(160,806)	(97,884)	(62%)	(38%)
	259,882	165,582	94,298	64%	36%

※滋賀県計の上段の（ ）は、平成28年度の数値。

### 【参考】

交付金の概ね1/2以上を個人配分に充てることを原則としているが、交付金の配分、使途は集落の裁量に委ねられている（協定参加者の話し合いにより決めることができる）。

# 5. 共同取組活動費の使途内訳

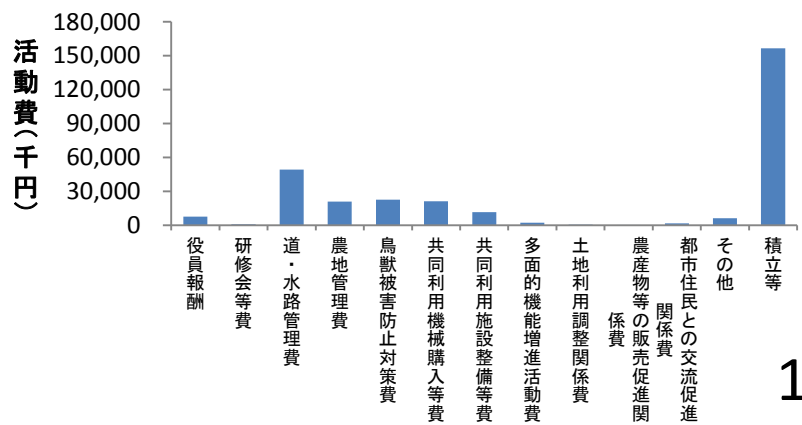
表5 共同取組活動費の使途内訳（滋賀県計）

（単位：千円）

市町名	共同取組活動充当総額	(H29)共同取組活動充当額	※1前年度末積立等総額	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物販進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
大津市	120,235	50,252	69,983	2,938	520	19,772	7,206	5,720	598	11,448	2,014	0	0	77	73	1,664	68,204
栗東市	1,523	1,523	0	230	0	155	75	200	0	0	0	0	0	0	150	53	660
甲賀市	43,754	34,327	9,427	1,225	16	6,765	7,319	4,716	2,371	0	0	400	0	78	0	2,941	17,924
東近江市	54,847	21,389	33,458	296	0	4,293	1,691	873	3,566	0	0	0	0	0	0	0	44,128
愛荘町	6,160	4,373	1,787	150	92	0	200	3,503	0	0	0	0	0	0	0	0	2,215
多賀町	1,091	947	144	260	0	0	0	417	0	0	0	0	0	0	0	150	264
米原市	34,717	17,617	17,100	1,059	0	10,453	357	891	9,942	0	0	0	0	0	1,145	0	10,870
長浜市	22,497	22,497	0	891	0	3,040	1,648	5,089	3,607	0	114	0	0	31	0	337	7,740
高島市	15,259	12,658	2,600	486	10	4,556	2,219	1,141	1,000	0	105	30	20	0	309	874	4,509
滋賀県計	(175,774) 300,082	(160,805) 165,583	(-) 134,499	(8,040) 7,536	(1,281) 638	(51,945) 49,033	(27,332) 20,715	(22,746) 22,550	(11,674) 21,083	(2,901) 11,448	(2,208) 2,233	(950) 430	(0) 20	(211) 186	(585) 1,677	(8,052) 6,019	(37,848) 156,513
(共同活動費に占める割合)				(5%) 3%	(1%) 0%	(30%) 16%	(16%) 7%	(13%) 8%	(7%) 7%	(2%) 4%	(1%) 1%	(1%) 0%	(0%) 0%	(0%) 0%	(0%) 1%	(5%) 2%	(22%) 52%

※1 H29から新設された項目

- 積立等が全体の1/2を占める
- 積立等の内訳では、「道・水路、農地整備」「災害」で70%を占める
- 交付金のすべてを共同活動に充てたのは53協定（H28は40）と、個人配分を行った集落が減少





# 6. 体制整備に向けた取り組み状況

- 集落協定146のうち、  
123協定(84%)が体制整備のための前向きな活動に取り組む。  
そのうち121協定がC要件の取り組み。

表6 体制整備に向けた取り組み状況

市町名	集落協定数	うち、通常単価 (10割)取組協 定数			
			A要件	B要件	C要件
大津市	24	18	-	1	17
栗東市	6	6	-	1	5
甲賀市	53	48	-	-	48
東近江市	12	11	-	-	11
愛荘町	4	1	-	-	1
多賀町	3	2	-	-	2
米原市	13	12	-	-	12
長浜市	23	22	-	-	22
高島市	8	3	-	-	3
滋賀県計	146	123	-	2	121

- ◆A要件(農業生産性の向上):  
機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等
- ◆B要件(女性若者等の参画を得た取組):  
新規就農者の確保や農産物等の加工販売等
- ◆C要件(集団的かつ持続可能な体制整備):  
協定参加者が活動等に継続が困難となった場合に備え、農地を引受けて管理する者を協定で定める

※体制整備のための前向きな活動は上記3要件から1つを選択

注)個別協定2(湖南市1、高島市1)は含めず。

# 7. 個別協定の取り組み状況

- ・ 個別協定での取り組みは2協定

表7 個別協定の取り組み状況

協定締結者	農業生産法人	認定農業者
交付単価	通常（10割）	基礎（8割）
協定締結面積（ha）	6.5	8.5
うち、利用権設定等	6.5	8.2
うち、自作地面積	-	0.3
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産活動を5年間以上継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産活動を5年間以上継続</li> <li>・ 耕作放棄の防止活動（賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理、柵、ネット等の設置）</li> <li>・ 水路、農道等の管理</li> <li>・ 周辺林地の下草刈り</li> </ul>

注）個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

「個別協定」とは、認定農業者等が、農用地の所有者との間において、利用権の設定や作業の受委託を締結したうえで、「対象となる農用地」、「設定権利等の種類」、「設定権利者・委託者名」、「設定権利等の契約年月日と契約期間」、「交付金の使用方法」、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を規定し、「集落協定」と同様に、市町長の認定を受けたものをいう。

# 8. 加算措置の取り組み状況

- 県内における加算措置の取り組みは、超急傾斜農地保全管理加算のみ
- 平成29年度は、9協定、464,333㎡で取り組み、2,785千円の加算を受けられた。
- 前年度より、取り組み面積が725㎡増加

表8 加算措置の取り組み

加算措置の内容	協定数	面積 (㎡)	加算金額 (円)	該当市町名
集落連携・機能維持加算	-	-	-	
集落協定の広域化支援 <sup>1)</sup>	-	-	-	
小規模・高齢化集落支援 <sup>2)</sup>	-	-	-	
超急傾斜農地保全管理支援 <sup>3)</sup>	( // )	(463, 608)	(2, 781, 648)	( // )
	9	464, 333	2, 785, 998	大津市 3、栗東市 1、甲賀市 1、米原市 3、高島市 1

注1) 集落協定の広域化加算: 複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算(3,000円/10a)

注2) 小規模・高齢化集落支援: 取り組み集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算(田:4,500円/10a、畑:1,800円/10a)

注3) 超急傾斜農地保全管理支援: 超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算(6,000円/10a)

注4) 上段の( )は、平成28年度の数値。

# 9. 集落戦略の作成状況について

- 15ha以上の集落協定35のうち、集落戦略を作成したのは、13協定
- 新たに3協定が集落戦略を作成(愛荘町1、高島市2)

表9 集落戦略作成状況

市町	集落協定数		集落戦略作成済協定数
		うち、15ha以上の協定	
大津市	24	11	3
栗東市	6	0	0
甲賀市	53	6	0
東近江市	12	2	0
愛荘町	4	2	1
多賀町	3	0	0
米原市	14	7	6
長浜市	23	3	1
高島市	7	4	2
計	146	35	13

注)個別協定含めず

(平成30年3月末時点)

# (参考) 集落戦略とは

## 【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所“○”印をつけて下さい。

②課題があれば記入して下さい。

### 1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農用地面積 (㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10～15年後)						農用地を将来(概ね10年～15年後)に向けて維持するための課題
					管理者が引き続き耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託を希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...	...	...	...	.....							.....

## ◆集落戦略とは

集落協定の参加者が、農地や集落の将来について話し合い、左のことを取りまとめたもの

## ◆作成するメリット

15ha以上の集落協定において、協定活動違反などによる**遡及返還規定の対象**が、すべての農地から**当該農地のみ**に変更となる

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、その内容を踏まえて”○”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)と対策を記載して下さい。

### 2. 集落の将来像

#### (1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30～H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...	...	.....	...	...	...

#### (2) 集落の将来像

例 ○集落出身者がUターンして担い手になってもらえるように働きかける。  
○地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策等について具体的に記載して下さい。



# 10. 抽出検査について

- 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の4に基づき、
- 対象協定の中から抽出し、7市町34協定の検査を実施  
(実施期間：H29.12.22～H30.2.15)

表10 抽出検査における主な問題点と指導内容

項目	指導内容
確認野帳等の整備状況について	・複数の協定参加者に現地立会を依頼するとともに、確認野帳に立会人署名を行うこと
	・傾斜度の根拠図面を再整理すること
交付金の会計管理について	・総会(役員会)の開催日を記録すること
積立および繰越について	・交付金の積立にかかる計画を書面に整理すること ・繰越金は適正に処理を行うこと

表11 平成29年度抽出検査数

市町名	検査協定数
大津市	6
栗東市	2
甲賀市	13
東近江市	3
米原市	3
長浜市	5
高島市	2
7市町	34協定

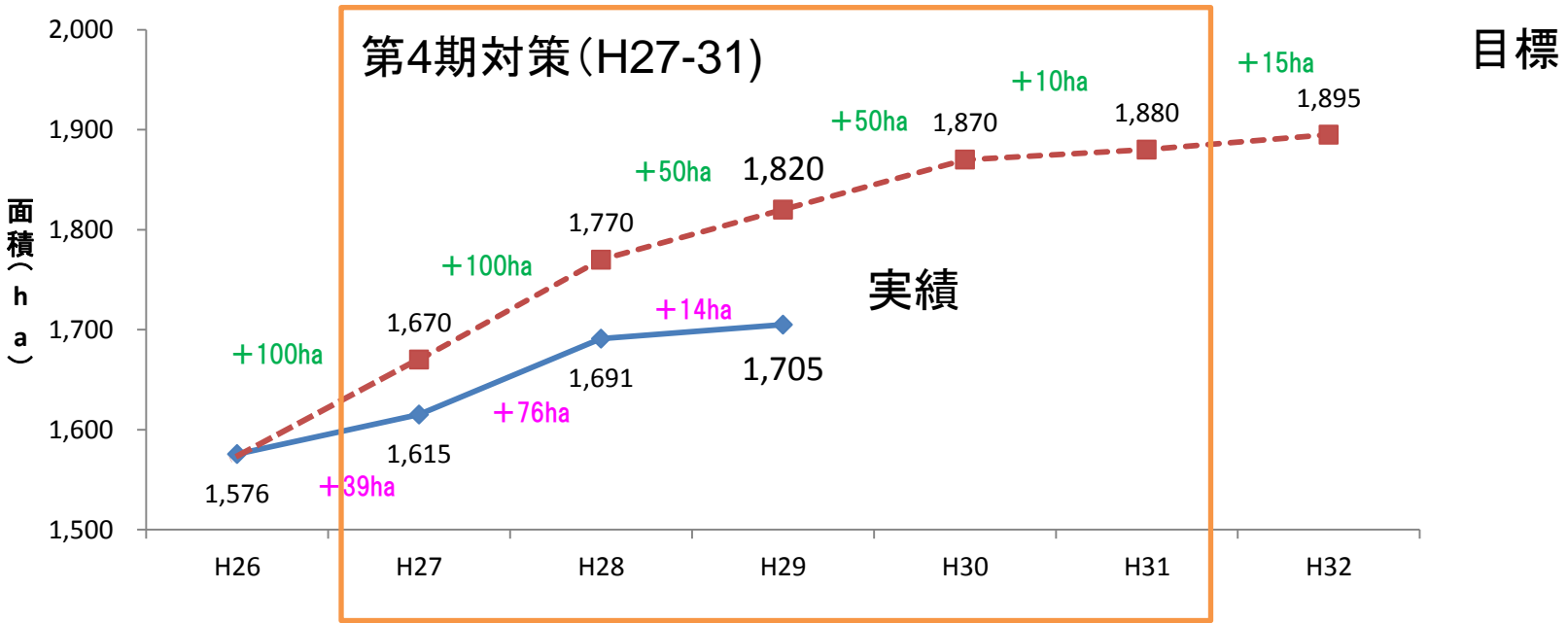
# 11. 中山間地域等直接支払制度の効果と課題①

## 効果

- 道路・水路・農地等の集落の資源が適切に維持されている。
- 農地が適切に維持保全され、耕作放棄地の発生を防止。
- 新たに1集落が取り組まれ、協定農用地面積が増加。

## 問題点・課題

- ① 年々面積は増加しているものの、県の推進目標(1,820ha)には達しておらず、さらなる推進が必要



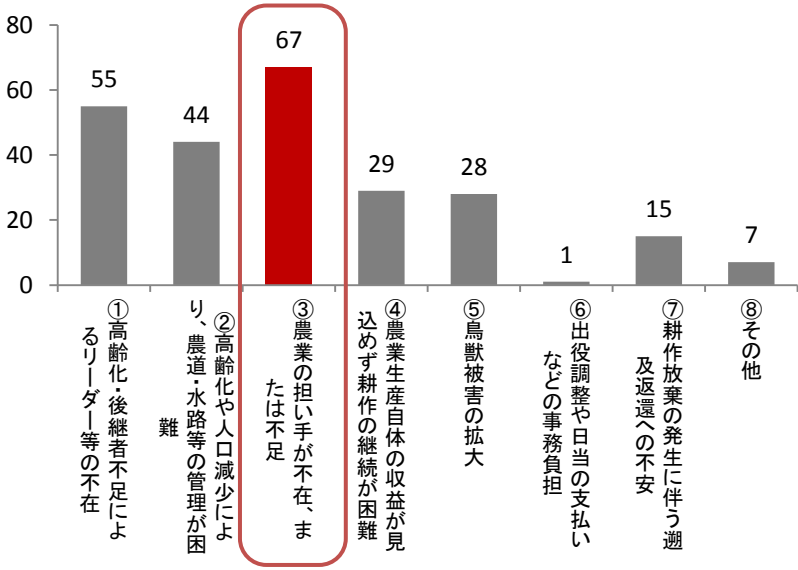
# 11. 中山間地域等直接支払制度の効果と課題②

## 問題点・課題

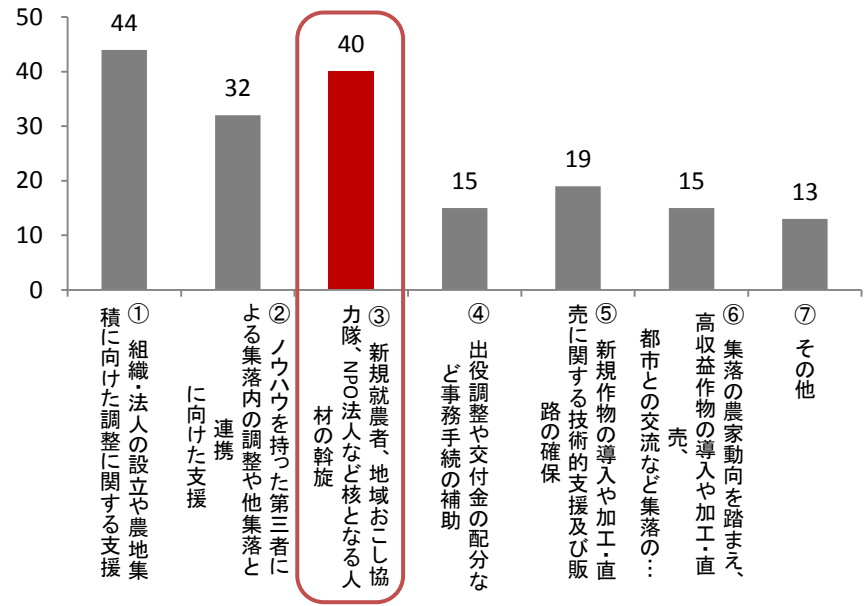
### ② 高齢化や担い手不足がすすみ、次期対策への取組継続が懸念

3期から4期対策の移行時に、「5年間の活動継続」、「遡及返還規定」を理由に取組継続を断念する集落協定あり

◆ 次期対策～10年後、協定農用地の耕作・維持管理等ができなくなる理由



◆ 次期対策～10年後の継続的な実施の確保のため、必要としている支援



H29中間年評価にかかる集落協定アンケート結果

# 12. 今後の対応方針(案)

## (1) 次期対策実施に向けた国への要望

- ・ 予算の確保
- ・ 活動期間、遡及返還規定等の要件緩和
- ・ 人材確保に向けた有効な施策、手段の実施

※ 「集落連携・機能維持加算」の要件緩和についてはH30.5.22に農林水産省に要望

## (2) 取組面積拡大に向けた推進

- ・ 市町との意見交換会の開催
- ・ 未取組集落へ優良事例を紹介し、取り組みに対する魅力を発信

## (3) 「5年間の活動継続」に向けた支援

- ・ 集落内外から新たな「人材」を確保
  - 一 企業や大学等多様な主体の参加により、集落協定の活動が実践・継続される支援体制づくりの推進  
(参考)しがのふるさと支え合いプロジェクト(H30新規事業)
- ・ 「集落協定の統合・広域化」に向けた推進